

「物品税減免についての財務省布告」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

自動車物品税改定に係る省令

物品税減免についての財務省布告（第七二号）

（前文省略）

第一項

仏暦二五四三年八月二〇日付けの物品税減免についての財務省布告（第六一号）によって改定増補された仏暦二五三四年一二月三〇日付けの物品税減免についての財務省布告（第二七号）の末尾リストにおける第五カテゴリー・自動車の05・01種、05・02種及び05・90種における物品税減免を廃止し、本布告末尾リストに基づく物品税減免に代える。

第二項

仏暦二五四三年二月一五日付けの物品税減免についての財務省布告（第六〇号）により改定増補された仏暦二五三四年一二月三〇日付けの物品税減免についての財務省布告（第二七号）に基づき財務大臣が布告規定した形態を有する05・01（2）種の自動車、オフロード・パッセンジャー・ヴィークル/OPV（ロットヨンナン・トゥルワットガン）に対する物品税減免は、

（一）国産車については仏暦二五四七年〔西暦二〇〇四年〕一二月三一日まで引き続き有効とする。

（二）輸入車については本布告の施行日から六〇日にわたって有効とする。

第三項

仏暦二五四三年二月一五日付けの物品税減免についての財務省布告（第六〇号）により改定増補された仏暦二五三四年一二月三〇日付けの物品税減免についての財務省布告（第二七号）に基づく、バン（ロットゥー）もしくは一〇座席超バス（ロット・ドイサーン）の形態を有するトラック（ロット・バントウック）から生産した、あるいは改造した05・02種の自動車、一〇座席以下のバスに対する物品税減免は、本布告の施行日から六〇日にわたって有効とする。

第四項

本布告は官報告示日の翌日から施行する。〔注/官報告示日は西暦二〇〇四年七月二七日〕

仏暦二五四七年七月二七日布告
ソムキット・チャトウシーピタク
財務大臣

末尾リスト（改定税率表）

05・01 / 乗用車

（1）乗用車（ロットヨンナン）。

（1・1）排気量二〇〇〇cc以下及び二二〇馬力以下 = 三〇%（従価税・旧税率は五〇%）。

（1・2）排気量二〇〇〇cc超・二五〇〇cc以下及び二二〇馬力以下 = 三五%（旧五〇%）。

(1・3) 排気量二五〇〇cc超・三〇〇〇cc以下及び二二〇馬力以下 = 四〇% (旧五〇%)。

(1・4) 排気量三〇〇〇cc超もしくは二二〇馬力超 = 五〇% (旧五〇%)。

(2) 財務大臣が布告規定した形態にある乗用ピックアップ車 (ロットヨンナン・クン・バントウツク / ピックアップ・パッセンジャー・ヴィークル)。

(2・1) 排気量三二五〇cc以下 = 二〇% (旧五〇%)。

(2・2) 排気量三二五〇cc超 = 五〇% (旧五〇%)。

(3) 財務大臣が布告規定した形態にある荷台付き乗用車 (ロットヨンナン・ティー・ミー・グラバ / ダブルキャブ)。

(3・1) 排気量三二五〇cc以下 = 一〇% (旧五〇%)。

(3・2) 排気量三二五〇cc超 = 五〇% (旧五〇%)。

(4) ピックアップ車もしくはピックアップ車のシャーシ・フロント防風ガラス (Chassis with Windshield) から製造した、あるいはピックアップ車から改造した財務大臣が布告規定した形態を有する乗用車。

(4・1) 財務大臣が布告規定した資格を有する工業事業者による製造車もしくは改造車。

(4・1・1) 排気量三二五〇cc以下 = 三% (旧五〇%)。

(3・2) 排気量三二五〇cc超 = 五〇% (旧五〇%)。

(4・2) 第一四四条の四に基づき納税する第一四四条の三に基づく改造業者による改造車 = (1) 乗用車の (1・1) から (1・4) に基づく税率 (旧五〇%)。

05・02 / 一〇座席以下のバス

(1) 排気量二〇〇〇cc以下及び二二〇馬力以下 = 三〇% (旧五〇%)。

(2) 排気量二〇〇〇cc超・二五〇〇cc以下及び二二〇馬力以下 = 三五% (旧五〇%)。

(3) 排気量二五〇〇cc超・三〇〇〇cc以下及び二二〇馬力以下 = 四〇% (旧五〇%)。

(4) 排気量三〇〇〇cc超もしくは二二〇馬力超 = 五〇% (旧五〇%)。

05・01 及び 05・02 / 乗用車もしくは一〇座席以下のバス

(1) 財務大臣が布告規定した原則、要件及び台数に基づく、官公庁、病院もしくは慈善団体の救急車として使用される乗用車または一〇座席以下のバス = 免税 (旧五〇%)。

(2) エネルギー節約種の乗用車もしくは一〇座席以下のバス。

(2・1) 燃料・電気併用車 (ハイブリッド・エレクトリック・ヴィークル)。

(2・1・1) 排気量三〇〇〇cc以下 = 一〇% (旧五〇%)。

(2・1・2) 排気量三〇〇〇cc超 = 五〇% (旧五〇%)。

(2・2) 電気自動車 (エレクトリック・パワード・ヴィークル) = 一〇% (旧五〇%)。

(2・3) 燃料電池自動車 (フューエルセル・パワード・ヴィークル) = 一〇% (旧五〇%)。

(3) 財務大臣が布告規定した形態を有する、排気量三〇〇〇cc以下の、代替燃料を使用する乗用車もしくは一〇座席以下のバス。

(3・1) 二〇%以上エタノールを含有した燃料使用車 = 二〇% (旧五〇%)。

(3・2) 天然ガス使用車 = 二〇% (旧五〇%)。

(4) 三輪乗用車及び排気量二五〇cc以下の自動二輪車エンジンを使用し製造した乗用車。

(4・1) 三輪乗用車 = 五% (旧五〇%)。

(4・2) 排気量二五〇cc以下の自動二輪車エンジンを使用し製造した乗用車 = 五% (旧五〇%)。

05・90

(1) 積載量を含め四〇〇〇キログラム以下に設計されたピックアップ車。

(1・1) 排気量三二五〇cc以下。

(1・1・1) 財務大臣が布告規定した形態を有するもの = 三% (旧五〇%)。

(1・1・2) (1・1・1) 以外の形態を有するもの = 一八% (旧五〇%)。

(1・2) 三二五〇cc超 = 五〇% (旧五〇%)。

乗用ピックアップ車 (ピックアップ・パッセンジャー・ヴィークル / P P V) の形態についての財務省布告

(前文省略)

第一項

乗用ピックアップ車 (ピックアップ・パッセンジャー・ヴィークル / P P V) とは、以下の全ての項目の形態を有する、ピックアップ車の構造の上に作られた乗用車を意味する。

一・一、国内製造され、通常一般に販売されている、もしくは輸出されている車式と同一で、自動車法に基づきピックアップトラック車として登録されている、一二〇〇キログラム以上の車体重量、一〇〇〇キログラム以上の積載重量、及び四〇〇〇キログラム以下の積載重量を含めた車体重量を有するように設計されたピックアップ車のシャーシ形式の構造 (フレーム・コンストラクション) 上部に車体が設置されている。

一・二、前輪、後輪のホイールベース間距離は、その乗用車の車式と同一のピックアップ車の車式番号 (モデルコード) 及びシャーシ形式 (シャーシモデル) から変更されていない。

一・三、前輪、後輪のホイールベース間距離は二七五〇ミリメートル以上なければならない。

一・四、荷台もしくはセダン式乗用車と同じような突き出た後尾があってはならない。

一・五、改造ピックアップ車であってはならない。

第二項

本布告は官報告示日の翌日から施行する。[注 / 官報告示日は西暦二〇〇四年七月二七日]

荷台付き乗用車 (ダブルキャブ) の形態についての財務省布告

(前文省略)

第一項

荷台付き乗用車 (ダブルキャブ) とは、以下の全ての項目の形態を有する、ピックアップ車の構造の上に作られた乗用車で、後部に屋根のない開放された荷台が後尾まであるものを意味する。

一・一、国内製造され、通常一般に販売されている、もしくは輸出されている車式と同一で、自動車法に基づきピックアップトラック車として登録されている、一二〇〇キログラム以上の車体重量、一〇〇〇キログラム以上の積載重量、及び四〇〇〇キログラム以下の積載重量を含めた車体重量を有するように設計されたピックアップ車のシャーシ形式の構造（フレーム・コンストラクション）上部に車体が設置されている。

一・二、後部衝撃防止システムが板バネになっている。

一・三、車体外部のドア面の最も幅のある部分の前部枠線から運転室の最後部までの同平面上の距離が一八〇センチメートル超ある。

一・四、後部は後尾まで屋根のない開放された長さ一二〇センチメートル以上ある荷台である。

第二項

本布告は官報告示日の翌日から施行する。〔注／官報告示日は西暦二〇〇四年七月二七日〕

ピックアップ車もしくはピックアップ車のシャーシ及びフロント防風ガラス（Chassis with Windshield）から製造した、あるいはピックアップ車から改造した乗用車の形態についての財務省布告

（前文省略）

第一項

改造ピックアップ車とは、モデル、大きさと以下の全ての項目の形態を有する、ピックアップ車もしくはピックアップ車のシャーシ及びフロント防風ガラス（Chassis with Windshield）から製造した、あるいはピックアップ車から改造した乗用車を意味する。

一・一、以下の形態を有するピックアップ車もしくはピックアップ車のシャーシ及びフロント防風ガラス（Chassis with Windshield）から改造されていなければならない。

一・一・一、一二〇〇キログラム以上の車体重量、一〇〇〇キログラム以上の積載重量、及び四〇〇〇キログラム以下の積載重量を含めた車体重量を有するように設計されたピックアップ車である。

一・一・二、一般に販売されている車式で、自動車法に基づきピックアップ車として登録されるピックアップ車である。

一・一・三、産業省から許可を受けた事業者により国内で製造されているピックアップ車であり、通常ピックアップトラック車としての使用を目的に製造された車式もしくはモデルである。

ここに、物品税局から車式番号（モデルコード）及びシャーシ形式（シャーシモデル）の許可を得ていなければならない。

一・二、自動車改造で使用しなければならない資材は改造における資材価格の六〇%以上が国産資材でなければならない。

一・三、前輪、後輪のホイールベース間距離は、その乗用車の車式と同一のピックアップ車の車式番号（モデルコード）及びシャーシ形式（シャーシモデル）から変更されていない。

一・四、改造ピックアップ車の座席数及びその形態は以下のようでなければならない。

一・四・一、バンもしくはバンと近似した改造ピックアップ車の場合は、七座席以上なければならず、国内外の自動車メーカーにより製造または販売されている自動車と区別できる形態を有している。

一・四・二、荷台付き乗用車（ダブルキャブ）である場合は、五座席以上なければならず、国内外の自動車メーカーにより製造または販売されている自動車と区別できる形態を有している。

一・四・三、座席数の規定において座席幅は一座席につき四〇センチメートルを基準とする。残りの座席の最後の幅が三〇センチメートルあればもう一座席とみなす。

一・四・四、車床から座席シート上部までの高さは二五センチメートル以上、座席から屋根までは八五センチメートル以上なければならない。

第二項

本布告は官報告示日の翌日から施行する。〔注／官報告示日は西暦二〇〇四年七月二七日〕

ピックアップ車もしくはピックアップ車のシャーシ及びフロント防風ガラス（Chassis with Windshield）から乗用車を製造する、あるいはピックアップ車を乗用車に改造する工業事業者の資格についての財務省布告

（前文省略）

第一項

ピックアップ車もしくはピックアップ車のシャーシ及びフロント防風ガラス（Chassis with Windshield）から乗用車を製造する、あるいはピックアップ車を乗用車に改造する工業事業者とは、独立して一般の自動車を製造もしくは改造する事業を営む者で、そのピックアップ車の製造者でなく、以下の全ての項目について資格を有する者を意味する。

一・一、国内で自ら改造自動車の設計開発をすることによりピックアップ車もしくはピックアップ車のシャーシ及びフロント防風ガラス（Chassis with Windshield）を製造もしくは改造する事業を営んでいる。

一・二、直接的、間接的にそのピックアップ車メーカーと経営、管理面で関係があってはならない、もしくは合弁関係にあってはならない。

一・三、製造もしくは改造場所がそのピックアップ車メーカーの工場と同一の工業事業所内にあってはならない。

一・四、全ての工程で自己により製造もしくは改造をなす。

一・五、第一・一項から第一・四項までに掲げたところに基づく資格を有する者である証拠を示し、ビジネスとして改造する事業者として物品税局から審査の上、認可を受けていなければならない。

一・六、自動車（改造自動車）工業事業者として物品税に登録していなければならない。

第二項

本布告は官報告示日の翌日から施行する。〔注／官報告示日は西暦二〇〇四年七月二七日〕

代替燃料使用種の乗用車もしくは一〇座席以下のバスの形態についての財務省布告

（前文省略）

第一項

代替燃料使用種の乗用車もしくは一〇座席以下のバスとは、以下の全ての項目の形態を有する自動車を意味する。

一・一、その車式の自動車を製造する工業事業所により直接、代替燃料使用種の自動車として設計されている。

一・二、エタノールを二〇%以上石油燃料に混合した燃料使用をメーカーから保証されている。

一・三、代替燃料給油口が通常の燃料給油口と同様の形態にあり、自動車の前部ボンネットもしくは後部ボンネットの下にない。

一・四、UN・ECE 83・05の技術的規定もしくはそれ以上の環境標準に従っていないなければならない。

一・五、車体にぴったりと設置され、物資集積部分とはっきりと離れた燃料タンクを有する。

第二項

本布告は官報告示日の翌日から施行する。[注/官報告示日は西暦二〇〇四年七月二七日]

積載重量を含めた車体重量が四〇〇〇キログラム以下となるよう設計されたピックアップ車の形態についての財務省布告

(前文省略)

第一項

一トン以上の積載重量を有するピックアップトラック車は以下の全ての項目の形態を有していなければならない。

一・一、一二〇〇キログラム以上の車体重量を有し、一〇〇〇キログラム以上の積載重量を有している。

一・二、板バネ式の後部衝撃防止システム。

一・三、車体外部のドア面の後部枠線から運転室の最後部までの同平面上の距離が六五センチメートル以下である。

一・四、荷台の長さが一五〇センチメートル以上ある、もしくは荷台の長さが最も幅のある部分の前部ドア枠から荷台の最後尾まで(同一平面上)の長さの二分の一以上ある。

第二項

一トン未満の積載重量を有する軽量ピックアップトラック車は以下の全ての項目の形態を有していなければならない。

二・一、一二〇〇キログラム未満の車体重量を有し、積載重量は車体重量の四〇%以上でなければならない。

二・二、車体外部のドア面の後部枠線から運転室の最後部までの同平面上の距離が六五センチメートル以下である。

二・三、荷台の長さが九〇センチメートル以上ある、もしくは荷台の長さが最も幅のある部分の前部ドア枠から荷台の最後尾まで(同一平面上)の長さの二分の一以上ある。

第三項

本布告は官報告示日の翌日から施行する。[注/官報告示日は西暦二〇〇四年七月二七日]

税免除を受ける官公庁、病院、慈善団体の救急車として使用される乗用車もしくは一〇座席以下のバスの原則、要件及び数量についての財務省布告

(前文省略)

第一項

税免除を受ける官公庁、病院、慈善団体の救急車として使用される乗用車もしくは一〇座席以下のバスは、病人または負傷者の送迎に使用される、緊急医療設備が設置された自動車でなければならない。自動車内部は病人または負傷者が寝るのに十分な広さ、長さ、高さがなければならない。かつ改造完了時、もしくは工業事業所からの搬出時、あるいは輸入時に少なくとも以下の設備を有していなければならない。

(一) クッション及び病人または負傷者の固定具を備えた、座・寝で調節でき、移動可能な種類で、移動防止停止具のある担架。

(二) 酸素ボンベ及び酸素吸入設備。

(三) 痰吸引出し器及び関連設備。

(四) 点滴用設備。

(五) 緊急救命に必要な医薬及び医療品保管または配置用の棚もしくは場所。

(六) 病人または負傷者を見る医師及び看護師の座席。

(七) はっきりと視認できる車体に取り付けた緊急信号灯。

(八) サイレン信号。

第二項

官公庁、病院、慈善団体の救急車として使用される乗用車もしくは一〇座席以下のバスについて税免除申請を希望する者は、本布告末尾の書式に従い、申請書に示された証拠と共に以下の場所で申請書を提出する。

(一) 製造の場合、ビジネスとして事業を営む工業事業者もしくは改造業者が、物品税局または工業事業所のある地方の物品税事務所で物品税官に申請する。

(二) 輸入の場合、輸入者が輸入前に毎回ごとに、物品税局または輸入する税関所のある地方の物品税事務所で物品税官に申請する。ここに当該税免除の認可を受けた証拠を以後も証拠として使用するために税関局もしくは税関所に持参する。

(三) 改造の場合、改造業者が物品税局または改造地の、あるいは改造業者の住所を有する土地の物品税事務所で物品税官に申請する。

第三項

認可権限。

物品税局局長もしくは物品税局局長が委任した者が税免除の認可権限を有する。

第四項

認可審査は以下の審査を判断基準とする。

(表)

1、コミュニティ病院 / 病床数一〇～一五〇床 / 望ましい救急車保有台数二台。

2、一般病院 / 病床数一五〇～五〇〇床 / 望ましい救急車保有台数四台。

3、中央病院 / 病床数五〇〇床～ / 望ましい救急車保有台数六台。

第一段で規定された基準から外れる場合、物品税局局長から委任された者の認可審査は、ケースごとに物品税局局長の承認を得なければならない。

第五項

本布告は官報告示日の翌日から施行する。[注 / 官報告示日は西暦二〇〇四年七月二七日]

オフロード乗用車(オフロード・パッセンジャー・ビークル/OPV)への物品税減免における原則、方法及び要件の規定廃止についての財務省布告

(前文省略)

第一項

仏暦二五四三年二月一五日付けのオフロード乗用車（オフロード・パッセンジャー・ビークル／OPV）への物品税減免における原則、方法及び要件の規定についての財務省布告を廃止する。

第二項

本布告は仏暦二五四七年一月一日より施行する。

（おわり）